

障害者差別に関する相談体制の整備について

1 県における相談体制について

(1) 相談窓口

ア 事業者による差別に関する相談

差別は、教育、医療、公共交通、行政の活動など、幅広い分野で発生する可能性があることから、既存の相談窓口すべてで対応することとしている。

○既存の相談窓口（障害福祉課ホームページに掲載）

（例）福祉相談センター、精神保健福祉センター、県民相談・情報センター及び県民相談室、県民事務所（県民センター）産業労働課、総合教育センター等

また、市町村を支援する広域相談窓口を次のとおり設置

所管地域	対象	
	身体障害・知的障害	精神障害
尾張	尾張福祉相談センター	精神保健福祉センター
海部	海部福祉相談センター	
知多	知多福祉相談センター	
西三河南部	西三河福祉相談センター	
西三河北部	豊田加茂福祉相談センター	
東三河北部	新城設楽福祉相談センター	
東三河南部	東三河福祉相談センター	
名古屋	障害福祉課	

イ 県職員による差別に関する相談

職員対応要領に定める機関（以下のとおり）で対応

知事の事務部局	教育委員会	県警察
<ul style="list-style-type: none">健康福祉部障害福祉課知事の事務部局の主管課総務部人事局人事課各地方機関	<ul style="list-style-type: none">管理部総務課管理部教職員課学習教育部高等学校教育課学習教育部特別支援教育課各地方機関各県立学校	<ul style="list-style-type: none">住民サービス課各警察署警務課

(2) 相談対応のスキーム

別紙参考資料1のとおり

2 市町村における相談体制について

各市町村における相談窓口

参考資料 2 のとおり

3 事業者における相談体制について

各主務大臣が定める「事業者のための対応指針」では、障害者等からの相談に的確に対応するため、関係事業者における相談体制の整備（相談窓口の整備等）が規定されていることから、事業者において適切な対応が図られるよう、関係する機関への周知をお願いしたい。

また、差別に関する相談事例について、各相談窓口で共有し、類似する相談を受けるとともに地域全体の相談対応力の向上につなげていくため、相談者の了承を得たうえでの情報提供をお願いしたい。

<参考>

障害者差別の解消に向けた啓発活動について

障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、啓発活動を実施。

(1) 愛知県における取組

愛知県障害者差別解消推進条例を広く県民、事業者へ周知し、障害を理由とする差別の解消を推進する。

12月22日	・ 県ホームページへ条例掲載
12月25日	・ 県ホームページへ職員対応要領掲載
1月3日	・ 広報あいちへ掲載
1月23日	・ CBCラジオ「あいち県政リポート」
2月1日	・ 広報資料「愛知だより」に掲載 →3月1日～ 市町村広報に掲載
2月中旬	・ 職員携帯用カードの配布（職員対応要領及び愛知県障害者差別解消推進条例の概要を掲載）
3月上旬	・ 県庁内、市町村等でのポスター掲示 ・ 啓発用リーフレットの配布及び市町村を通じたの町内回覧 ・ 公共交通機関の駅張りポスター掲示
3月中旬	・ 中吊り広告掲示

(2) 市町村における取組

参考資料 2 のとおり